

平成27年度 消防設備士試験 受験案内

(27.6)

一般財団法人 消防試験研究センター山口県支部

〒 753-0072 山口市大手町7-4 KRYビル5階

TEL 083-924-8679 FAX 083-924-8694

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により山口県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

- この受験案内は、受験願書提出後も、**試験結果の通知があるまで大切に保管してください。受験手続きの方法のほか、受験上の注意事項や合格時の免状の交付申請方法が記載されています。**
- 受験の申込方法には、受験願書による申請(「**書面申請**」)とインターネットからの申請(「**電子申請**」)の2通りがあります。
- この受験案内は、書面申請を主体に記載しています。**電子申請については、必ず当センターのホームページで最新の内容を確認して申し込んでください。(ホームページアドレス http://www.shoubo-shiken.or.jp)**
- 試験当日は、写真を貼った受験票を必ずご持参ください。忘れるとなかなか受験することができません。**
- 受験案内は、最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申し込み下さい。申し込まれた方は、受験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなさせていただきます。
- 受験申請から免状交付までの手続き全体の流れについては、末尾の**29ページをご覧ください。**
- 平成26年4月1日に郵便料金等の変更(消費税率の改定)がありましたので、ご注意ください。
- 過去に出題された試験問題の一部がホームページに公開されておりますので、受験の参考にしてください。

1 試験の種類

甲種(次表の工事・整備・点検の資格取得)

免状区分	消防用設備等の種類
特類	特殊消防用設備等(従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等)
第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消化設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消化設備
第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備等
第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備等
第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機

乙種(次表の整備・点検の資格取得)

免状区分	消防用設備等の種類
第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消化設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消化設備
第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備等
第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備等
第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
第6類	消火器
第7類	漏電火災警報器

2 試験の日時及び場所(受験地)

試験日	試験の種類	時 間		試験の場所 (受験地)	試験会場
		集合時間	試験時間		
9月6日 (日曜日)	甲特	8:30まで	9:00~11:45	下関市 山口市 周南市	左記市内の受験票で指定する会場
	甲1・2・3		9:00~12:15		
	乙1・2・3		9:00~10:45		
	甲4・5	13:00まで	13:30~16:45		
	乙4・5・6・7		13:30~15:15		

(注1) 願書受付後は試験の種類や受験地の変更はできません。

※願書の受験地欄には、前ページの表の受験地名（太枠内）を書いてください。

(注2) 試験当日は試験開始30分前から受験票の確認及び受験上の注意事項を説明しますので、**試験開始30分前までに必ず会場に集合してください。**

(注3) 試験の一部免除者の時間は、14ページ以降の「試験の一部免除・試験時間・試験問題数一覧表」を参照してください。

3 受験願書の受付期間

【書面申請】平成27年7月6日（月）から平成27年7月17日（金）まで

(郵送の場合は、7月17日の消印があるものまで有効)

※ 窓口での受付時間は受付期間中の土日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までです。

【電子申請】平成27年7月3日（金）から平成27年7月14日（火）まで

(書面申請の受付期間とは異なりますので、ご注意ください。)

※ 電子申請は、受付開始日の午前9時から受付締切日の午後5時まで、上記期間中は24時間いつでも受け付けます。

一旦提出し、センターで受理された受験願書（申込）は、取り下げることはできません。

したがって、試験手数料もお返しできません。（仕事等の都合で、受験できなくなった場合でも同様です。）

4 受験願書の受付場所及び受付方法

【書面申請】

受験願書に、定められた事項を「かい書」で、はつきり正確に記入し、添付書類の必要なものは、**書類を添えて、次のいずれかに提出**してください。

- (1) 地区の危険物安全協会（消防本部予防課内。ただし、周東地区協会を除く。）
(2) 柳井地区広域消防本部及び字部・山陽小野田消防局小野田消防署
（周東地区の場合）
（山陽小野田市の場合）
(3) (一財) 消防試験研究センター山口県支部……………窓口へ提出又は郵送

} 窓口へ提出

※ 郵送の場合は、願書を折り曲げずに、そのまま入る大きさの封筒（角2型）を使用してください。

【電子申請】

- 当センターホームページにアクセスし、電子申請メニュー画面から申し込んでください。
[\[http://www.shoubo-shiken.or.jp\]](http://www.shoubo-shiken.or.jp)
- 電子申請には、「個人申請」、「団体個別申請」、「団体一括申請」の3区分があります。詳しくは当センターのホームページをご確認ください。
なお、団体申請を希望される団体のご担当の方は、事前に当支部にご連絡ください。
- **電子申請と書面申請とを同時に行うことはできません。**

5 受験資格

- (1) 乙種試験 受験資格は必要ありません。どなたでも受けることができます。

- (2) 甲種試験 一定の受験資格が必要です。

(20ページ以降の「甲種受験資格と証明書類」を参照してください。)

(注) 電子申請ができる試験種別については、当センターのホームページでご確認ください。